

地域密着型通所介護・第1号通所事業

運 営 規 程

第1章 事業の目的と運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、極東警備保障株式会社(以下、「事業者」という。)が設営運営するデイサービスセンターみそら(以下、「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護及び第1号通所事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下、「従業者」という。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、介護保険の趣旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 デイサービスセンターみそら

二 所在地 旭川市永山1条6丁目1番17号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名(常勤、生活相談員と兼務)

管理者は、従業者の管理、地域密着型通所介護及び第1号通所事業の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二 生活相談員 2名(1名常勤、1名管理者と兼務)

生活相談員は、地域密着型通所介護及び第1号通所事業計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行う。

三 看護職員 3名(非常勤、機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、検温、血圧測定等行うほか、各利用者の健康状態及び心身状態の把握、利用者の居宅サービス計画・地域密着型通所介護及び第1号通所事業計画に基づく看護を行う。

四 介護職員 7名(常勤6名、非常勤1名)

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

五 機能訓練指導員 3名(非常勤)

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、または、その衰退を防止するための訓練及びその指導を行う。

第3章 営業日及び営業時間と定員

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日は、毎週月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までの年末年始は休日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない。
- 三 サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時45分までとする。

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用定員数は、1日18名とする。ただし、災害等そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第4章 設備及び備品等

(食堂)

第7条 事業所は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備える。

(機能訓練室)

第8条 事業所は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具を備える。

(相談室)

第9条 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護及び第1号通所事業に供するための相談室を設ける。

(その他の設備)

第10条 事業所は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に対して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備える。

第5章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

第6章 サービスの提供

(地域密着型通所介護及び第1号通所事業の内容)

第13条 事業所は、地域密着型通所介護及び第1号通所事業計画に基づいて、必要とされる入浴介助、食事提供、機能訓練等を実施する。

(サービスの取り扱い方針)

第14条 事業所は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その地域密着型通所介護及び第1号通所事業計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

5 事業所は、サービスを提供するに当たって、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、地域密着型通所介護計画、第1号通所事業計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第15条 通常の事業の実施地域は、旭川市内の区域とする。

(利用料等)

第16条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 食事の提供に要する費用として、一食につき600円徴収する。

二 おやつ提供に要する費用として100円徴収する。

三 おむつ代として、150円徴収する。

四 地域密着型通所介護サービス及び第1号通所事業サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用にあつて、その利用者に負担させることが適当と認める費用については実費を徴収する。

4 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

第7章 留意事項

(食事)

第17条 地域密着型通所介護サービス及び第1号通所事業サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所が提供する食事を摂取する。

(喫煙)

第18条 喫煙は、禁煙とする。

(飲酒)

第19条 地域密着型通所介護サービス及び第1号通所事業サービス利用中の飲酒は厳禁とする。

(衛生保持)

第20条 利用者は、衛生環境の保全のため、事業所内の清掃、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

(禁止行為)

第21条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔など他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第23条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第24条 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行う。

2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

(従業者の質の確保)

第25条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第26条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 従業者は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文章により利用者の同意を得ることとする。

- 4 従業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合には利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第27条 従業者は、地域密着型通所介護サービス及び第1号通所事業サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止策に努めその対応について協議する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第29条 事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第10章 その他

(地域との連携)

第30条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(苦情処理)

第31条 事業所は、提供した地域密着型通所介護サービス及び第1号通所事業サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口の設置その他必要な措置を講じる。

(記録の整備保存)

第32条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(研修の機会の確保)

第33条 管理者は、従業員の資質及びサービスの向上を図るため、従業員に次のような研修の機会を与えるものとする。

- 一 全体あるいは職種ごとに行う。
- 二 職場研修に限らず所外での研修機会を確保する。

(その他の事項)

第34条 この規程に定めのない事項及び疑義がある場合は、関係法令の定めによるほか、事業主と利用者又はその家族と誠意ある協議に基づいて定めるものとする。

附 則	この規程は、平成23年10月 1日から施行する。
	この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
	この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。
	この規程は、平成24年10月 1日から施行する。
	この規程は、平成25年 9月 1日から施行する。
	この規程は、平成25年 9月 1日から施行する。
	この規程は、平成28年11月 1日から施行する。
	この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。
	この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
	この規定は、令和 4年 8月 1日から施行する。